

千葉県読書バリアフリー推進計画 骨子（案）

千葉県・千葉県教育委員会

千葉県読書バリアフリー推進計画 骨子（案） 目次

第1章 計画策定の趣旨	3
1 計画策定の目的	3
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象	4
第2章 千葉県における現状と課題	5
1 千葉県内の対象者数と利用の現状	5
2 千葉県におけるこれまでの取組	6
3 視覚障害者等の読書環境の課題	9
第3章 基本的な方針	9
読書バリアフリーに係る目標	11
第4章 施策の方向性と取組	12
1 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第9条関係）	12
2 インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（第10条関係）	13
3 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（第11条関係）	13
4 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援 （第14条、15条関係）	14
5 製作人材・図書館サービス人材の育成等（第17条関係）	14
用語集	16
参考資料	
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）	17
県立図書館 障害者サービス利用案内	17
千葉点字図書館 利用案内	17
連絡先一覧（県立図書館、千葉点字図書館、国立国会図書館、サピエ図書館）	17
さまざまな読書の手段	19

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

読書は、乳幼児・青少年期、成人期、老齢期の一生涯にわたって、個人の学びや成長を支えるものであり、教養や娯楽を得る手段のみならず、教育や就労を支える重要な活動です。(国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」より。)

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下、「読書バリアフリー法」という。)が令和元年6月に公布・施行されました。同法では、地方公共団体は、国の基本計画を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を策定する、という努力義務が定められています。国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」(以下、「基本計画」という。)は、同法に基づき令和2年7月に策定されています。

そこで、本県の実情を踏まえ、全ての人が等しく読書活動を行うことができる環境を整備することを目指し、県の読書バリアフリー推進に係る施策を総合的に推進するための指針として、本推進計画を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 読書バリアフリーを全県的に推進するための指針

この計画は、読書バリアフリー法第8条第1項に基づき、千葉県における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるものです。読書バリアフリー法において、地方公共団体が施策を講ずるものとされている次の5つの事項について、施策の方向性と取組を定めます。

- ①視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等(第9条関係)
- ②インターネットを利用したサービスの提供体制の強化(第10条関係)
- ③特定書籍^{※1}・特定電子書籍^{※2}等の製作の支援(第11条関係)
- ④端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援(第14条、15条関係)
- ⑤製作人材・図書館サービス人材の育成等(第17条関係)

(2) 読書を通じた共生社会の構築を目指す設計図

この計画は、視覚障害者等の読書環境の整備を通じ、障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築を目指す計画であり、千葉県総合計画「次世代への飛躍輝け！ちば元気プラン」、第3期千葉県教育振興基本計画（令和2年2月策定）で目指す「読書県『ちば』」を推進するための具体的な設計図のひとつでもあります。読書バリアフリーの意義を社会全体に広め、障害の有無にかかわらず千葉県のすべての人たちが読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受できるようにするために、県民が共有する計画です。

なお、「第七次千葉県障害者計画」の基本理念や目標を踏まえ、「千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）」、「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画」等、関連計画等との連携を図りながら、施策を推進します。

3 計画の期間

この計画期間は、令和4年度からおおむね5年とします。

計画策定後は、定期的に進捗状況を把握・評価していきます。

4 計画の対象

読書バリアフリー法及び国の「基本計画」において、「視覚障害者等」とは、「視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む）について、視覚による表現の認識が困難な者」と定義されています。具体的には、視覚障害者、読字に困難がある発達障害者、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障害者であり、本計画においてもこれらの者を対象とします。

なお、読書環境の整備に当たっては、視覚障害者等に加え、聴覚障害者、知的障害者、高齢者、外国人等、様々な状況により読書や図書館の利用に困難を伴う人たちへの配慮も十分に認識して取り組みます。

第2章 千葉県における現状と課題

1 千葉県内の対象者数と利用の現状

千葉県における身体障害者手帳所持者のうち、障害種別が「視覚障害」の人数は、令和2年度末現在で11,020人、「肢体不自由」の人数は、87,999人となっています。（障害者福祉推進課調べ）

ディスレクシア^{※3}と呼ばれる、学習障害の一種とされる読字障害者の正確な人数は把握されていませんが、現在、学習障害を理由に公立小・中学校、高等学校の通級による指導^{※4}を受けている児童生徒数は千葉県において429人です（令和元年度特別支援教育資料（文部科学省））。

一方、令和2年度末現在、県立図書館の障害者サービス登録利用者数は425人（「要覧 令和3年度」千葉県立中央図書館、千葉県立西部図書館、千葉県立東部図書館）、県内唯一の点字図書館^{※5}である千葉点字図書館の利用登録者数は1,293人です（令和2年度社会福祉法人千葉県視覚障害者福祉協会年報）。

これらの人数を見ると、読書に困難を抱えていると想定される人数に比べ、図書館等のサービスを利用している人数が多いとは言えません。

千葉県内公立図書館での障害者サービス実施状況については、利用者が図書館に来館しなくても録音資料を利用できる図書館は26.8%、録音図書製作・対面朗読サービス実施体制のある図書館は14.6%となっています（「公共図書館における障害者サービスに関する調査研究」（国立国会図書館 平成30年8月）*）。県内において、公立図書館における障害者サービスが十分に普及しているとは言えないのが現状です。

視覚障害者等が利用しやすい資料や読書補助機器、読書を支援する図書館サービス等について、更に周知していく必要があります。

*利用者が図書館に来館しなくても録音資料を利用できる図書館数は11、録音図書製作・対面朗読サービス実施体制のある図書館数は6。母数は41（図書館設置39市町村、大網白里市、県の合計）。

2 千葉県におけるこれまでの取組

県内には、3つの県立図書館と1つの点字図書館、盲学校1校を含む36校の県立特別支援学校があります。また、すべての小・中学校、高等学校に学校図書館があります。本県では、それぞれにおいて、視覚障害者等が書籍等を利用しやすくなるよう、次のような取組を行ってきました。

(1) 県立図書館における取組

ア 「①視覚障害者等による図書館利用に係る体制整備等」に関する取組

- ・録音図書等（点字図書やテキストなどのデータを含む）の貸出し・製作
- ・対面朗読
- ・大活字図書、点字雑誌、点訳絵本、LLブック（わかりやすい本）等の提供
- ・拡大読書器、活字読み上げ機器、音声読み上げ機能付きパソコン等の設置
- ・読書補助具の貸出
- ・「やさしい利用案内」の作成
- ・点訳絵本の作成（中央図書館）
- ・活字資料のテキストデータ化（西部図書館）
- ・館内にバリアフリー資料を集めた「りんごの棚」を設置、ピクトグラム・点字サイン設置（中央図書館）
- ・館内に障害者サービスを紹介するミニコーナーを設置（西部図書館）
- ・特別支援学校訪問読書支援（おはなし会や「図書館の使い方」授業の実施、図書室の運営相談等）
- ・敷地内点字ブロック設置

イ 「②インターネットによるサービス提供体制強化」に関する取組

- ・「視覚障害者情報総合ネットワーク（サピエ^{※6}）」への所蔵録音図書等の目録情報提供
- ・「国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス」への録音図書等のデータ提供
- ・オンラインによる遠隔対面朗読の試行（西部図書館）

ウ 「④端末機器の情報入手支援、情報通信技術の習得支援」に関する取組

- ・読書支援機器活用講座（中央、西部図書館）
- ・サピエ図書館活用講座（中央図書館）

エ 「⑤製作人材・図書館サービス人材の育成」に関する取組

- ・ 障害者サービス研修会（西部図書館）
- ・ 公共図書館等新任職員研修会での講義
- ・ 図書館音訳者^{※7}養成講座
- ・ 障害者のための資料デジタル化講座（西部図書館）
- ・ 日本図書館協会障害者サービス担当職員養成講座実習生の受入れ（西部図書館）

(2) 千葉点字図書館等における取組

ア 「①視覚障害者等による図書館利用に係る体制整備」に関する取組

- ・ 点字図書、声の図書の作成、貸出
- ・ 点字ワープロ講習会の開催

イ 「②インターネットによるサービス提供体制強化」に関する取組

- ・ 製作した点字図書等のデータのサピエ図書館への提供

ウ 「④端末機器の情報入手支援、情報通信技術の習得支援」に関する取組

- ・ 障害者ITサポートセンター^{※8}の設置・運営

パソコン及び関連ソフトウェアの購入相談等に応じるほか、パソコンやデジタイザ再生機器等の操作方法の習得を支援。パソコンを利用した就労支援等を行い、障害者のIT利用を総合的に支援しています。

エ 「⑤製作人材・図書館サービス人材の育成」に関する取組

- ・ 点訳・音訳奉仕員養成事業の実施。

年1回、図書館職員や特別支援学校教職員を対象に「視覚障害サービス担当者研修会」を開催し、情報交換の場を設けています。

図書館やボランティア団体の希望に応じて、点訳、音訳、書籍編集等の講師を派遣しています。

(3) 特別支援教育における取組

視覚障害者、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について視覚による表現の認識が困難な児童生徒への支援として、県立特別支援学校では、見え方に応じた視覚補助具・情報機器等の活用を促進を行っています。

また、県では、特別支援学校のセンター的機能の充実を図り、「通級による指導」の展開、児童生徒、保護者、関係教職員等への教育相談を行っています。

【参考】児童生徒等の読書環境の整備に資する多様な整備状況（特別支援学校）

○令和元年度末のタイトル数

校種	学校数	電子書籍			点字図書			拡大図書、大活字図書			録音図書（音声デージー含む）			マルチメディアデージー図書			LLブック		
		所蔵している	所蔵している割合	各蔵書冊数（占数）	所蔵している	所蔵している割合	各蔵書冊数（占数）	所蔵している	所蔵している割合	各蔵書冊数（占数）	所蔵している	所蔵している割合	各蔵書冊数（占数）	所蔵している	所蔵している割合	各蔵書冊数（占数）	所蔵している	所蔵している割合	各蔵書冊数（占数）
特別支援学校 小学部	35	0	0%	0	7	20%	12536	7	20%	1668	2	6%	3780	8	23%	536	5	14%	42
特別支援学校 中学部	34	0	0%	0	6	18%	3516	3	9%	9003	2	6%	2505	6	18%	500	7	21%	45
特別支援学校 高等部	38	0	0%	0	4	11%	15510	2	5%	1267	1	3%	3600	5	13%	553	7	18%	30

令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）より抜粋

（４）学校図書館における取組

県作成の「学校図書館自己評価表」に基づき、自分の学校の図書館の現状分析を促すなど、魅力ある学校図書館づくりを推進しています。

【参考】児童生徒等の読書環境の整備に資する多様な整備状況（学校図書館）

○令和元年度末のタイトル数

校種	学校数	電子書籍			点字図書			拡大図書、大活字図書			録音図書（音声デージー含む）			マルチメディアデージー図書			LLブック		
		所蔵している	所蔵している割合	各蔵書冊数（占数）	所蔵している	所蔵している割合	各蔵書冊数（占数）	所蔵している	所蔵している割合	各蔵書冊数（占数）	所蔵している	所蔵している割合	各蔵書冊数（占数）	所蔵している	所蔵している割合	各蔵書冊数（占数）	所蔵している	所蔵している割合	各蔵書冊数（占数）
小学校	758	3	0.4%	205	251	33.1%	1185	127	17%	1039	23	3%	376	3	0%	17	69	9%	481
中学校	366	3	0.8%	13	80	21.9%	293	65	18%	1568	16	4%	185	0	0%	0	15	4%	94
高校	129	1	0.8%	18	25	19.4%	83	14	11%	244	10	8%	204	0	0%	0	1	1%	37

令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）より抜粋

3 視覚障害者等の読書環境の課題

- ・公立図書館においては、図書館で実施している障害者サービスやバリアフリー資料を、必要とする当事者や支援者につなぐ仕組みが必要です。
- ・読書支援機器や県立図書館の講座等について、必要としている当事者や支援者へ更に周知・普及していく手段・方法を検討する必要があります。
- ・県立図書館では図書館音訳者の高齢化、後継者不足により、希望する資料を必要としている時期に提供できないことが課題です。
- ・重複障害のある方や学習障害等が原因で、視覚による表現の認識が困難な方等にも対応した図書サービスの提供など、図書サービスの多様化への対応等が課題です。
- ・特別支援学校では、児童生徒向け配付物の点字や音声への翻訳化が課題です。点字や音声への翻訳における教職員のスキルアップや、PCにおける点字変換ソフト等の整備も必要です。
- ・学校図書館については、「児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましい」とされていますが（「学校図書館ガイドライン」（文部科学省））、ニーズや資料の整備状況等について、実態を把握することが課題です。1人1台端末を導入した学習が始まる中で、アクセシブルな電子書籍の導入等、読書バリアフリーにどのように活かせるか、併せて検討していく必要があります。

第3章 基本的な方針

1 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第9条関係）

公立図書館、学校図書館、点字図書館の連携を図り、アクセシブルな書籍等の充実や、円滑な利用のための支援を充実するとともに、視覚障害者等が図書館を利用しやすくなるよう、視覚障害者等当事者や支援者の声を聞きながら継続的なサービス体制の整備を図ります。

2 インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（第10条関係）

視覚障害者等がインターネットを利用してアクセシブルな書籍等を十分かつ円滑に利用できるようにするため、国立国会図書館やサピエ図書館のインターネットを利用し

たサービスについて周知を行い、利用を促進します。

また、オーディオブックの配信や、オンラインによる遠隔対面朗読サービス等、インターネットを利用したサービスの充実を図ります。

3 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（第11条関係）

地域で活動するボランティア団体に対して、特定書籍^{※4}・特定電子書籍^{※5}等の製作や書籍の質の向上を図るため、技術指導や読書支援機器、製作支援ツールに関する情報提供等の支援を行います。

4 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援（第14条、15条関係）

視覚障害者等がアクセシブルな電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報の入手や、必要となる情報通信技術の習得のため、必要な取組を行います。

5 製作人材・図書館サービス人材の育成等（第17条関係）

特定書籍・特定電子書籍等の製作及びアクセシブルな書籍等の利用のための支援に係る人材について、養成、資質向上及び確保を行います。

点訳者や音訳者等の特定書籍・特定電子書籍等の製作に係る人材については、その技術に見合った対価が得られる環境の実現に向けて検討していきます。

公立図書館等において、アクセシブルな書籍等の円滑な利用の支援の充実のため、図書館職員等を対象とした研修において、視覚障害者等に対する図書館サービスについて取り上げ、図書館職員等の資質向上を図ります。

読書バリアフリーに係る目標

本計画の達成状況の点検及び評価を行うため、目標を定めました。

	項目	目標
1	視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等	
2	インターネットを利用したサービスの提供体制の強化	
3	特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援	
4	端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援	
5	製作人材・図書館サービス人材の育成等	

第4章 施策の方向性と取組

1 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第9条関係）

【基本的考え方】

公立図書館、学校図書館、点字図書館の連携を図り、アクセシブルな書籍等の充実や、円滑な利用のための支援を充実するとともに、視覚障害者等が図書館を利用しやすくなるよう、体制の整備を図ります。

- ・県では、公立図書館、学校図書館、点字図書館の関係者の連携を強化するため、読書バリアフリーに関する関係者会議を設置します。
- ・県では、視覚障害者等当事者や支援者との情報交換の場等を設け、読書におけるニーズや課題の把握に努めます。
- ・公立図書館や点字図書館における、点字図書や録音図書、オーディオブック、LLブック等、アクセシブルな書籍等の収集、製作、貸出を継続し、サービスの周知、普及を図ります。
- ・県立図書館では、市町村立図書館等障害者サービスの開始・拡大の契機となるよう、管理職向けの研修等で読書バリアフリー法についてさらなる周知を図ります。また、担当者向けの研修会においては、各図書館等におけるサービスの開始や充実に役立つ内容のほか、地域の視覚障害者等と既存のサービスとを結ぶ窓口の機能を果たすことに役立つ内容も取り入れます。
- ・地域の子どもの読書バリアフリーについて協働して取り組むため、県立図書館で実施した特別支援学校訪問読書支援（おはなし会等）のプログラムや、学校図書館に関する運営相談の内容をホームページで紹介し、学校へ情報を共有できるようにします。
- ・点字図書館では、視覚障害者に加え、重複障害のある方や学習障害等が原因で視覚による表現の認識が困難な方等にも対応した図書サービスが提供できるよう、アクセシブルな電子書籍の充実に取り組みます。
- ・特別支援学校では、図書館利用を教育課程に組み込み、卒業後も活用しやすいようにします。
- ・関係機関・部署が実施する催し物の際に、互いの配布物を提供するなど、事業の普及・周知のための連携体制を作ります。また、催し物の企画・実施を連携して行うことにより、内容の充実を図るとともに、各機関・部署の事業に対するニーズの把握を図り

ます。

<取組事例>

特別支援学校への訪問読書支援

県立図書館では、希望する学校に職員が訪問し、おはなし会や運営相談等の読書支援を行っています。

.....

2 インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（第10条関係）

【基本的考え方】

視覚障害者等がインターネットを利用してアクセシブルな書籍等を十分かつ円滑に利用できるようにするため、国立国会図書館やサピエ図書館のインターネットを利用したサービスについて周知を行い、利用を促進します。

公立図書館、点字図書館の連携の強化を図り、国立国会図書館やサピエ図書館のインターネットを利用したサービスの提供体制の強化を図ります。

- ・ 県立図書館は国立国会図書館及びサピエ図書館へ、点字図書館はサピエ図書館へ、それぞれ製作した資料データの提供を継続します。
- ・ 国立国会図書館の視覚障害者等用データやサピエ図書館について、関連機関の連携等を通じて、サービスの周知を図ります。
- ・ 電子書籍やオーディオブックの配信サービスの導入を検討します。
- ・ オンラインによる対面朗読サービス等、インターネットを利用したサービスの充実に努めます。

3 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（第11条関係）

【基本的考え方】

特定書籍・特定電子書籍等の製作支援のため、質の向上を図るための取組に対する支援を行います。

- ・市町村立図書館等やボランティア団体における特定書籍・特定電子書籍等の製作を支援するため、製作ノウハウや基準等の情報共有を図ります。
- ・特別支援学校における児童生徒向け配付物の点字や音声への翻訳化について、資料作成における外部機関等との連携を検討します。また、学習教材の作成について、図書館ボランティア[※]との連携を図ります。

4 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援

(第14条、15条関係)

【基本的考え方】

視覚障害者等がアクセシブルな電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報の入手や、必要となる情報通信技術の習得のため、必要な取組を行います。

- ・県立図書館では、読書支援機器活用講座、サピエ図書館活用講座の開催を継続するとともに、県立図書館で実施した講座の内容の共有や、市町村立図書館等への読書支援機器の貸出しを行うことにより、講座に参加できない遠隔地の図書館職員や利用者の情報保障と、県内図書館等への普及を図ります。
- ・障害者ITサポートセンターでの取組を継続し、パソコン及び関連ソフトウェアの購入相談、デジタイズ再生機器等の操作方法の習得を支援する等、障害者のIT利用を総合的に支援します。
- ・市町村における日常生活用具給付等事業^{※6}について、市町村への費用の一部負担を継続します。

5 製作人材・図書館サービス人材の育成等 (第17条関係)

【基本的考え方】

特定書籍・特定電子書籍等の製作及びアクセシブルな書籍等の利用のための支援に関する人材について、養成、資質向上及び確保に係る支援を行います。

公立図書館等において、アクセシブルな書籍等の円滑な利用の支援の充実のため、図書館職員等を対象とした研修において、視覚障害者等に対する図書館サービスにつ

いて取り上げ、図書館職員等の資質向上を図ります。

- ・ 県立図書館では、障害者サービス研修会、新任図書館職員研修会、図書館音訳者養成講座、障害者のための資料デジタル化講座、日本図書館協会障害者サービス担当職員養成講座実習生の受入れ等を継続し、公立図書館等職員、特別支援学校教職員、図書館音訳者等の資質向上に取り組めます。また、図書館音訳者・テキスト訳者の募集や養成に計画的に取り組めます。
- ・ 点訳・音訳奉仕員^{※7, 8}養成事業を引き続き実施し、点訳・音訳者の人材確保を図ります。
- ・ 点字や音声・テキストへの翻訳に関するスキルアップについて、特別支援学校の教職員の専門性向上のための研修を実施します。

用語集

注番号	用語	説明
※1	特定書籍	
※2	特定電子書籍	
※3	ディスレクシア	
※4	通級による指導	
※5	点字図書館	視覚障害者に対して点字刊行物や録音・録画物等の貸出しをはじめ点字図書・テープ図書等の各種情報提供資料の製作や点字ボランティアの養成等を行う。
※6	サピエ（サピエ図書館）	
※7	図書館音訳者	
※8	障害者ITサポートセンター	障害のある人の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るため、①ITに関する利用相談、②ITに関する情報提供、③パソコンボランティアの活動支援、などを行う総合的なサービス提供拠点。
※9	図書ボランティア	
※10	日常生活用具給付事業	
※11	点訳奉仕員	所定の講習を受け、印刷された文字や手書きの文字を点字に改め、点字の書籍や文書を作成する。
※12	音訳奉仕員	所定の講習を受けて朗読の技術を習得し、視覚障害のある人のために声の図書（録音テープ）の作成や対面朗読などをする。

参考資料

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）

県立図書館 障害者サービス利用案内

千葉点字図書館 利用案内

連絡先一覧

千葉県立図書館 ホームページ

（トップページ） <http://www.library.pref.chiba.lg.jp/>

（障害者サービスのページ）

<http://www.library.pref.chiba.lg.jp/guide/handicap/index.html>

千葉県立中央図書館

所在地 千葉市中央区市場町 11-1

電話 043-222-0116（代表）

ファクシミリ 043-225-8355

千葉県立西部図書館

所在地 松戸市千駄堀 657-7

電話 047-385-4133（代表）

ファクシミリ 047-384-1371

千葉県立東部図書館

所在地 旭市八の 349

電話 0479-62-7070（代表）

ファクシミリ 0479-62-7466

千葉点字図書館

所在地 四街道市四街道 1-9-3

電話 043-424-2588

ファクシミリ 043-424-2486

国立国会図書館

国立国会図書館サーチ <https://iss.ndl.go.jp/>

サピエ図書館

<https://www.sapie.or.jp/cgi-bin/CN1WWW>

さまざまな読書の手段

点字資料

点字は、6つの点の組み合わせで日本語の五十音（かな）を表す表音文字で、横書きされます。凸点を指先で触って読み取ります。

かつてはもっぱら紙で提供されていましたが、現在では点字（ピン）ディスプレイでも利用できるようになっています。

点字資料には、墨字（点字に対して印刷された文字のこと）の原本を点訳したもののほか、オリジナルで作成されたものもあります。ほとんどの資料は点字のみで書かれていますが、点字と墨字が併記されたものや、点字と墨字を1冊に綴じたものもあります。点図を含んだ資料もあります。点字図書、点字雑誌のほか、点字絵本、点字付き触る絵本・ユニバーサルデザイン絵本などがあります。

・点字（ピン）ディスプレイ

平面に^{うが}穿たれた穴にピンを埋め込み、それを上下させることで点字を表示することができます。パソコンの画面に表示されているテキストを点字で出力できるほか、独自に搭載しているメモリーを利用して、点字データの作成や編集ができます。

・点字絵本

絵本を点字と点図を用いて点訳したもの。点図は点線や点のパターンによる図で、指先で触って絵や図を理解することができます。

・点訳絵本

絵本原本に点字の透明シートを貼ったもの。視覚障害をもつ大人が点字を読み取って子どもに読み聞かせをするなど、一緒に絵本を楽しむことができます。

・点字付き触る絵本・ユニバーサルデザイン絵本

点字や絵を透明な盛り上げインクを使って印刷し出版されたもの。触るイラスト（ざらざらな面やふわふわの布が貼られているなど触感で楽しめる）付きのものもあります。



音声資料

音声デジターやオーディオブックがあります。デジター（DAISY）とはデジタル・アクセシブル・インフォメーション・システムの略で、電子図書の国際標準規格です。

・音声デジター

図書や雑誌など印刷された文字資料を音訳して、収録した音声資料です。ほとんどの音声デジター資料が、著作権法上、視覚障害のある方、識字障害や学習障害、肢体不自由等により印刷された図書を読むのが困難な方のための資料として製作されています。



カセットテープと異なり、目次から読みたい章や節、任意のページに進むことができる、再生速度を変えられるなどの特徴があります。専用再生機の他にパソコンやタブレット、スマートフォンなどの電子機器で利用できます。

・録音図書再生機器

主に音声デジターやオーディオブックを再生するために開発された機械です。また、機種によっては直接インターネットに接続して、デジターやテキストファイルをダウンロードして再生することもできます。

・オーディオブック

書籍を朗読した音声を録音した音声資料で、CDブックとして市販されているほか、データをダウンロードし、PCやスマートフォンなどで利用する形でも提供されています。著作権法上の制約がなく、誰でも耳で聴く読書を楽しむことができます。



電子書籍

専用端末や、パソコンやタブレット、スマートフォン等の電子機器で利用する資料です。データの形式にはフィックス型（画像系）とリフロー型があり、フィックス型は常にレイアウトが維持される方式で、画面の拡大や縮小が可能です。リフロー型は表示する端末の画面サイズや文字サイズの変更などに合わせて、テキストやレイアウトが流動的に表示される方式で、テキストデータの読み上げ利用ができます。現在のところ一般に販売されている電子書籍は読み上げ利用には非対応の形式のものが多く、利用したい方法に合っているか、購入前に試し読みが必要です。アクセシブルな電子書籍の規格として、EPUB やマルチメディアデイジーがあります。

・マルチメディアデイジー

音声とテキスト、画像を組み合わせたもので、読み上げ部分のハイライト、画面の背景色・文字の色の変更、大きさの変更等ができます。また、書籍の構造（目次や章立てなど）を持っているので、読みたい場所にすぐに移動することもできます。

音声読書器

パソコンを使用せず、カメラやスキャナで撮影した活字文書を内蔵されている文字認識ソフトで読み取り、テキスト化し、音声で出力する機器です。認識した文字を画出力して拡大読書器としても利用できるものや、めがねに装着して使用する小型のものがあります。

パソコン・タブレット端末・スマートフォン

パソコンやタブレット端末等にアプリケーションソフトを導入することにより、電子書籍の読み上げ、録音図書や各種デイジーの再生等ができるほか、音声読書器や拡大読書器の機能を持たせることもできます。

対面朗読

公共図書館等が提供するサービスで、音訳者が利用者の目の代わりとなって指定された資料を読むもの。

拡大文字資料

- ・大活字本

大きな活字で印刷、出版された本です。文字も、ゴシック体など読みやすい書体が使われています。

- ・拡大写本

印刷された資料を、大きな文字で書き直したものです。読みやすいよう、文字サイズや文字間、行間、書体、図表の配置などのレイアウトが調整されています。

拡大読書器

カメラが撮影した被写体を拡大して画面に映写する装置で、機種によっては約40倍以上に拡大できるものもあります。黒い背景に文字を白く映し出す白黒反転機能や文字をクリアに映し出すコントラスト強調機能等、行を追いやすくガイドライン表示やマスキング機能など、さまざまな機能があります。



準備中

布の絵本

布地やフェルト、スナップ、ファスナー、マジックテープ、ボタンなどを用いて、はさず、はめる、ひっぱる、ほどく、むすぶなどの動作を行う、絵本と遊具・教具の役目を兼ね備えた布製の本です。聴覚、触覚、視覚、手足の運動、情緒など、様々な障害をもつ子どもたちのために作られていますが、手や指の作動感覚を発達させ道具の使用を身につける等の効果があるといわれており、0歳からのすべての子どもの発達に有効な資料です。

ページめくり機

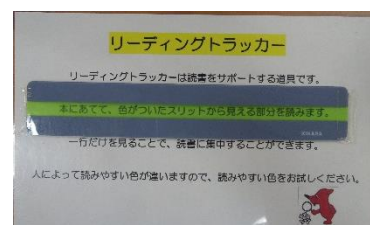
書籍のページを機械でめくることにより、肢体が不自由な人が読書できるようにする機器。リモコンボタンや、呼気・音声・ビッグボタンといった入力支援装置を用いて操作することができる。

書見台

資料が読みやすくなるように、資料を机に対して一定の角度に保持できるようにした台で、持ち運びができるものです。

リーディングトラッカー

読書補助具のひとつで、タイポスコープやリーディングスリットとも言われています。読みたい図書のページや、文書の特定の行に焦点を当てながら読み進めることができます。



LLブック

「LL」はスウェーデン語で「やさしくてわかりやすい」を意味する「Lättläst」(レットラスト)の略です。知的障害などのために読むことに困難を伴いがちな人を対象に、読みやすい文章、文章の意味を表した絵記号(ピクトグラム)、イラストや写真を用いてわかりやすい形で提供されている本です。